

お客様各位

株式会社 千葉銀行

## 中国元建外国送金を行うお客さまへ

中国元建外国送金をお申込みされる際は、以下の事項についてご確認ください。

1. 当行で取扱うことのできる中国元建外国送金は、「貨物貿易決済」、「サービス貿易」、「経常項目（人件費・委託費等）決済」、「資本金等決済」を送金目的とするものに限定されます。
2. 外国送金依頼書にインボイス番号を記入の上、送金目的を確認できる書面（インボイス、請求書、「Certificate of Approval」等）を当行に提示し、その写しを提出する必要がございます。
- 3 当該外国送金に適用する為替相場決定後に送金依頼を取消す場合、送金委託契約成立の如何にかかわらず、取消に係る費用および取消により当行に生じた損害をお客さまにご負担いただきます。
4. 当該外国送金の取消依頼後であっても、受取人が送金資金を既に受領しており、返却に応じない等の場合には、送金資金の返却が受けられないことがございます。
5. 中国当局の対応・香港市場の休場等により、送金の遅延や資金の返却の可能性がございます。返却された場合、中国元建金額が送金依頼時の中国元建金額を下回ることがございます。
6. 資金の返却時、当行に中国元建外貨預金をお持ちでない場合、円貨での受取となります。この場合、当行においても一定条件のもと手数料が発生することがあり、また受取時の為替相場によっては、受け取る円貨額が送金依頼時に支払った円貨額を大幅に下回ることがございます。

以上